

障害介護給付費等支払関係帳票等の再発行に係る郵送料について

本会からお送りしている「障害介護給付費等支払関係帳票」及び「電子請求登録結果に関するお知らせ（パスワード等）」の再発行に係る郵送料につきましては、事業所様において御負担いただいております。

1 手続方法

- (1) 本会介護保険課障害介護係へ電話連絡をお願いします。
連絡先 027-290-1315（直通）
- (2) FAXにて「再発行依頼書」をお送りいたします。
- (3) 必要事項を記入し、郵送料相応分の切手を同封の上、郵送にて御返送ください。
※ FAXによる返送は不可となります。
※ 本会所定の封筒にて郵送いたしますので、返送用封筒は不要です。
- (4) 本会にて内容を確認後、お預かりした切手を貼付し、再発行依頼帳票を郵送いたします。

2 各種帳票等の取扱いについて

- (1) 障害介護給付費等支払関係帳票等
ア 伝送の場合 …… 電子請求受付システムからの送信となるため、切手は不要です。
イ 郵送の場合 …… 郵送料相応分の切手が必要となります。
- (2) 電子請求登録結果に関するお知らせ（パスワード等）
郵送のみの対応となるため、郵送料相応分の切手が必要となります。

3 注意事項

- (1) 郵送料相応分の切手が同封されていない場合、郵送による再発行をお受けできません。
また、郵送料相応に達しない（料金不足等が生じた）場合、再度不足分の切手を送付依頼することがあります。
- (2) 個人情報漏洩事故防止の観点から、直接来会され「再発行依頼書」を御提出いただいても、原則窓口では再発行依頼帳票をお渡しすることはできません。

(3) 本会からの郵送物については、事業所様単位での取扱いとなります。

※ 同一法人の場合、事業所様毎に郵送料（切手）が必要となります。

法人でまとめた郵送はできませんので御注意願います。

4 依頼事項

本会から送付される帳票等につきましては、重要書類と認識し、紛失等ないように、適切な管理に努めていただきますようお願い申し上げます。

5 その他

御不明な点等がございましたら、上記連絡先までお問い合わせください。